尾道市建設部契約管財課

入札・契約制度の見直しについて(お知らせ)

平成29年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。 内容をご確認いただき、不明な点は契約管財課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 社会保険等未加入対策の実施
- 2 最低制限価格及び調査基準額の算出方法の見直し(建設工事)
- 3 最低制限価格の算出方法の見直し(測量・建設コンサルタント業務)

問い合わせ先 建設部 契約管財課 契約係 0848-38-9282

1 社会保険等未加入対策の実施

建設業者の社会保険等(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入促進を図り、 技能労働者の労働環境の改善を図るため、尾道市発注工事における社会保険等未加入 対策を実施します。

取組内容

社会保険等未加入建設業者(加入義務のない者を除く。以下同じ。)との一次下請 契約を原則禁止します。

受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して次の措置を行います。

違約金請求: 当該下請業者との最終契約金額の10%を請求します。

指名除外措置:契約違反に該当し、1か月(最大4か月)の指名除外を行います。 工事成績評点減点:指名除外措置に伴う減点を行います。

また、当該一次下請業者については、建設業許可行政庁(都道府県知事又は国土交通大臣)へ通報します。

「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」)という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合など、尾道市が認めた場合で、個別に判断します。

なお、この場合においても、指定期間内(原則1か月)に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行います。

「特別な事情」に該当しないと考えられる例

長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合 尾道市との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合 他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合 過去に同一か所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

建設業許可の有無にかかわらず、建設工事を下請する業者と締結する契約が対象となります。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外です。

実施時期

平成29年4月1日以降に契約締結する工事から実施します。

2 最低制限価格及び調査基準額の算出方法の見直し(建設工事)

より一層の品質確保と建設産業の経営安定化を支援するため、「最低制限価格」及び「調査基準額」の算出方法を見直します。

現行の算出方法

	最低制限価格及び調査基準額
	「算出式」及び「最低制限価格制度及び低入札価格調査制度に用いる算出式の運用基準」(別 表)により算出し、予定価格の75%~
解体工事を除く	90%の範囲内でその都度設定
全ての工事	最低制限価格·調査基準額の算出式 = (直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.80)
	(直按工事員×0.93) + (共通版設員×0.90) + (
解体工事	予定価格の75%を下らない範囲でその都度設定

見直し後の算出方法

_					
	最低制限価格及び調査基準額				
「算出式」及び「最低制限価格制度及び低入札価格調査制					
	いる算出式の運用基準」(別 表)により算出し、予定価格の75%~				
解体工事を除く	90%の範囲内でその都度設定				
全ての工事	最低制限価格·調査基準額の算出式 =				
	(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.90)				
	+(一般管理費等×0.55)【現場管理費の基準が変更されています】				
解体工事	予定価格の75%を下らない範囲でその都度設定				

別表(末尾掲載)「算出式の運用基準」の説明(解体工事以外の工事)

工事の種類は、 土木工事、 建築工事、 下水道工事、 上水道工事の4つに分類されます。 土木工事とは、土木一式工事の外、舗装工事、法面処理工事、造園工事等を含みます。

建築工事とは、建築一式工事、建築電気・機械設備、外構工事等、<u>建築課の設計工事</u>が対象となります。

下水道工事とは、ポンプ設備、受変電設備等の機械・電気設備工事です。

仕様書の内訳が、機器費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、設計技術費、

一般管理費等で構成されるものとなります。

上水道工事とは、水道局の設計工事が対象となります。

- 1 まず、当該工事が、どの工事に分類されるかを確認してください。
- 2 該当する工事の種類別に、「設計書に基づく工事費内訳」を「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」に組み替え(置き換え)する運用基準が、それぞれの工事費内訳毎に記載されています。

土木工事に該当する工事の場合

設計書(仕様書)に基づく工事費内訳が、最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳と同一のため、設計書(仕様書)に基づく工事費内訳による金額をそのまま最低制限価格等の算出式に用いて、計算します。(4ページ以降の具体的な計算方法参照)

建築工事に該当する工事の場合

設計書(仕様書)に基づく工事費内訳が、最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳とは、 直接工事費と現場管理費において異なりますので、設計書(仕様書)に基づく工事費内訳による金額を全てそのまま最低制限価格等の算出式に用いて、計算することはできません。

(共通仮設費、一般管理費等については、同一となります。)

「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」=「設計書に基づく直接工事費×0.75」

「最低制限価格等の算出式に用いる現場管理費」=「設計書に基づく現場管理費+設計書に基づく直接工事費×0.25」となります。(4ページ以降の具体的な計算方法参照)

下水道工事及び 上水道工事の電気・機械設備工事に該当する工事の場合

「<u>直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」のすべてについて、</u>組み替え (置き換え)が必要です。

この「算出式の運用基準」は、最低制限価格・調査基準額の算出のほか、低入札価格調査制度の数値的判断基準(工事費総額・工事費内訳別)の算出にも使用します。

最低制限価格及び調査基準額の計算例を、次ページ以降に掲載しています。

	期

平成29年4月1日以降に指名通知又は入札公告する工事から適用します。

最低制限価格及び調査基準額の計算例(建設工事)

【計算例 1】 土木工事の場合

線道路改良工事 市の設計内訳(税抜き)

直接工事費	8,166,121円
共通仮設費(積上分)	705,600円
共通仮設費(率分)	960,000円
現場管理費	2,650,000円
一般管理費等	1,607,279円
合計(工事価格)	14,089,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認します。この事例では、改良工事のため、**土木工事**に該当します。(3ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 土木工事の場合、「設計書に基づく直接工事費」は、「最低制限価格等の算出式に用いる直接工事費」と同一であることから、「設計書に基づく直接工事費」=「算出式に用いる直接工事費」となります。以下、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」も同一のため、最低制限価格等の算出式に用いる工事費の内訳は、設計書における工事費の内訳と同一となります。
- 3 最低制限価格等の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接工事費8,166,121円×0.95=7,757,814円共通仮設費(705,600円+960,000円)×0.90 = 1,499,040円現場管理費2,650,000円×0.90=2,385,000円一般管理費等1,607,279円×0.55= 884,003円

4つの金額を合計し、千円未満を切り上げます。

7,757,814円 + 1,499,040円 + 2,385,000円 + 884,003円 = 12,525,857円 <u>12,526,000円</u> 必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。

算出された額が、予定価格の75%~90%の範囲内にあれば、<u>この金額12,526,000円</u>を本件の最低制限価格又は調査基準額として決定します。

新築工事	市の設計内訳	《税抜き》
州木工于	110 27 02 01 17 3 0/ 1	*176.1次 C /

直接工事費	8,895,368円
共通仮設費(積上分)	266,005円
共通仮設費(率分)	264,995円
現場管理費	1,020,000円
一般管理費等	1,046,632円
合計(工事価格)	11,493,000円

- 1 算出式の運用基準(別表)から、当該工事に該当する「工事の種類」を確認します。この事例では、新築工事のため、**建築工事**に該当します。(3ページの「算出式の運用基準」の説明参照)
- 2 建築工事の場合、「設計書に基づく直接工事費×0.75」が、「最低制限価格等の算出式に用いる直接 工事費」となります。また、「設計書に基づく現場管理費+直接工事費×0.25」が、「最低制限価格等の算 出式に用いる現場管理費」となります。

「共通仮設費」、「一般管理費等」については、設計書に基づく内訳がそのまま最低制限価格等の算出式に用いる内訳となります。

よって、直接工事費と現場管理費については、最低制限価格等の算出式に用いる内訳に、組み替え(置き換え)なければいけません。

3 「設計書に基づく工事費内訳」を「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」に組み替え(置き換え)の手順は、次のとおりです。(1円未満は四捨五入)

直接工事費 8,895,368円×0.75 = 6,671,526円 共通仮設費 266,005円 + 264,995円 = 531,000円 現場管理費 1,020,000円 + (8,895,368円×0.25) = 3,243,842円 一般管理費等 1,046,632円

上記の組み替えは、土木工事には必要ありません。建築工事は、「設計書に基づく工事費内訳」が「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」と違うため、上記の計算を行います。(上・下水道(電気・機械)設備工事も同様です)

算出式に用いる内

訳となります。

4 「最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳」により、最低制限価格等の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接工事費 6,671,526円×0.95 = 6,337,949円 共通仮設費 531,000円×0.90 = 477,900円 現場管理費 3,243,842円<u>×0.90</u> = 2,919,457円 一般管理費等 1,046,632円×0.55 = 575,647円

4つの金額を合計し、千円未満を切り上げます。

6,337,949円 + 477,900円 + 2,919,457円 + 575,647円 = 10,310,953円 <u>10,311,000円</u> 必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。 算出された額が、予定価格の75%~90%の範囲内にあれば、<u>この金額10,311,000円を本件の最低</u>制限価格又は調査基準額として決定します。

【計算例 3】 算出式により算出した金額が、予定価格の75%~90%の範囲内とならない場合 〔上限(予定価格の90%)を超える場合〕

予定価格 8,255,000円の工事で最低制限価格等の算出式によって算出された価格が、7,432,000円の場合、予定価格に対する割合が、7,432,000円 / 8,255,000円 = 90.03%となり、上限である90%を超えます。この場合、8,255,000円 × 0.90 = 7,429,500円以内の千円単位の価格とするために<u>7,429,000円</u>を最低制限価格又は調査基準額として決定します。

必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。

【計算例 4】 算出式により算出した金額が、予定価格の75%~90%の範囲内とならない場合 (下限(予定価格の75%)を下回る場合)

予定価格 3,030,000円の工事で最低制限価格等の算出式によって算出された価格が、2,265,000円の場合、予定価格に対する割合が、2,265,000円 / 3,030,000円 = 74.75%となり、下限である75%を下回ります。

この場合、3,030,000円 × 0.75 = 2,272,500円以上の千円単位の価格とするために**2,273,000円**を最低制限価格又は調査基準額として決定します。

必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。

3 最低制限価格の算出方法の見直し(測量・建設コンサルタント業務)

測量・建設コンサルタント等(以下「コンサル等」という。)の将来にわたる品質 確保と中長期的な担い手の確保を図るため、工事と密接な関わりがあるコンサル等業 務にかかる最低制限価格の算出方法を見直します。

現行の算出方法

業務の種類	算 出 式
測量業務	・直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 40%
建築関係 コンサルタント業務	・設計金額×75%
土木関係 コンサルタント業務	・直接原価 + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 30% ・直接業務費 + 直接経費 + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%
地質調査業務	・直接調査費 + 間接調査費 × 90% + 解析等調査業務費 × 75% + 諸経費 × 40% 建築課積算業務は、設計金額 × 75%
補償関係 コンサルタント業務	・直接原価 + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 30% ・直接業務費 + 直接経費 + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%

見直し後の算出方法

業務の種類	算出式
測量業務	・直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 4 5%
建築関係 コンサルタント業務	・設計金額×75%
土木関係 コンサルタント業務	・直接原価 + その他原価×90% + <u>一般管理費等×45%</u>
地質調査業務	・直接調査費 + 間接調査費 × 90% + 解析等調査業務費 × 80% + 諸経費 × 45% 建築課積算業務は、設計金額 × 75%
補償関係 コンサルタント業務	・直接原価 + その他原価×90% + <u>一般管理費等×45%</u>

最低制限価格の算出方法

業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額(以下「設計金額」という。)に基づき、上記算出式より算定した額(1円未満の端数を切り捨てた額)から千円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。

複数の業務の種類から構成されている業務は、それぞれの業務の種類ごとに、 上記算出式により算出した額(1円未満の端数を切り捨てた額)の合計額から 千円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。

算出した額が予定価格の60%~80%の範囲におさまらないときは、同範囲内でその都度設定します。

<u>建築課積算業務は、業務の種類にかかわらず設計金額の75%</u>(千円未満の端数を切り上げた額)を最低制限価格とします。

実施時期

平成29年4月1日以降に指名通知又は入札公告する業務から適用します。

最低制限価格の計算例(測量・建設コンサルタント業務)

【計算例 1】 単一の業務からなる業務委託の場合

線測量業務委託 市の設計内訳(税抜き)

	直接測量費	2,196,333円
) 測量業務	測量調査費	0円
/則里未彷	諸経費	1,598,667円
	合計	3,795,000円

- 1 当該業務に該当する「業務の種類」を確認します。この事例では、「測量業務」に該当します。
- 2 最低制限価格の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接測量費 2,196,333円 測量調査費 0円 諸 経 費 1,598,667円×0.45 = 719,400円

- 3つの金額を合計し、1,000円未満を切り上げます。
- 2,196,333円 + 0円 + 719,400円 = 2,915,733円 2,916,000円

必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。

3 算出された額が、予定価格の60%~80%の範囲内にあれば、<u>この金額2,916,000円を本件の最低制限</u> 価格(税抜)として決定します。

【計算例 2】 複数の業務からなる業務委託の場合

線測量設計業務委託 市の設計内訳(税抜き)

	直接測量費	565,021円
測量業務	測量調査費	0円
	諸経費	487,979円
÷□=1- 	直接原価	971,638円
設計業務 (土木関係コンサルタント業務)	その他原価	446,254円
(工小房」がコンジルグノ「乗物)	一般管理費等	607,108円
	直接調査費	116,433円
地質調査業務	間接調査費	815円
地貝酮且未伤 	解析等調査業務費	0円
	諸経費	54,752円
合計		3,250,000円

1 当該業務に該当する「業務の種類」を確認します。この事例では、「測量業務」「設計業務(土木関係コンサルタント業務)」「地質調査業務」で構成されています。

2 それぞれ業務の種類ごとに、最低制限価格の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

測量業務	直接測量費 565,021円
	測量調査費 0円
	諸 経 費 487,979円×0.45 = 219,590円
	【合計】565,021円+0円+219,590円 = 784,611円
	直接原価 971,638円
÷∏ ≑⊥ ∜∀ ⋜々	その他原価 446,254円×0.90 = 401,628円
設計業務	一般管理費等 607,108円 × 0.45 = 273,198円
	【合計】971,638円 + 401,628円 + 273,198円 = 1,646,464円
	直接調査費 116,433円
地質調査業務	間接調査費 815円×0.90 = 733円
	解析等調査業務費 0円×0.80 = 0円
	諸経費 54,752円×0.45 = 24,638円
	【合計】116,433円+733円+0円+24,638円 = 141,804円

業務の種類ごとに算出した金額を合計し、1,000円未満を切り上げます。 784,611円 + 1,646,464円 + 141,804円 = 2,572,879円 <u>2,573,000円</u> 必ず千円未満を切り上げ千円単位とします。消費税抜きで計算します。

3 算出された額が、予定価格の60%~80%の範囲内にあれば、<u>この金額2,573,000円を本件の最低制限</u> 価格(税抜)として決定します。

【計算例 3】 算出式により算出した金額が、予定価格の60%~80%の範囲内とならない場合 (上限(予定価格の80%)を超える場合)

予定価格 4,253,000円の業務で最低制限価格の算出式によって算出された価格が、3,412,000円の場合、予定価格に対する割合が、3,412,000円 / 4,253,000円 = 80.23%となり、上限である80%を超えます。この場合、4,253,000円 × 0.80 = 3,402,400円以内の千円単位の価格とするために<u>3,402,000円</u>を最低制限価格(税抜)として決定します。

必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。

【計算例 4】 算出式により算出した金額が、予定価格の60%~80%の範囲内とならない場合 〔下限(予定価格の60%)を下回る場合〕

予定価格 3,031,000円の業務で最低制限価格の算出式によって算出された価格が、1,817,000円の場合、予定価格に対する割合が、1,817,000円 / 3,031,000円 = 59.95%となり、下限である60%を下回ります。この場合、3,031,000円×0.60 = 1,818,600円以上の千円単位の価格とするために1,819,000円を最低制限価格(税抜)として決定します。

必ず千円単位とします。消費税抜きで計算します。

お願い

受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム(調達案件一覧)より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。 入札回数は最大2回(再度入札1回)です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、 実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

別 表

(この表は、工事の種類毎に、「設計書に基づく工事費内訳」を最低制限価格又は調査基準額、工事費内訳別判断基準及び工事費総額判断基準の算出式に用いる場合の運用基準です。)

工事の種類		•	最低制限価格	最低制限価格制度及び低入札価格調査制度(最低制限価格等の算出式)に用いる工事費内訳			
上手の住場			直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理 費	一般管理費等
	(ア)下記以外の土	木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
± *	(イ)鋼橋製作		直接工事費 + 材料費 + 製作費 + 工場塗装費 + 輸送費 + 架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 + 間接労 務費	現場管理費 + 工場管理費	一般管理費等
土木工事	(ウ)電気(一般工	事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分		現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等 +機器費×0.1
	(工)機械設備		直接工事費 + 直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労 務費	現場管理費 + 工場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費	一般管理費等
建築工事	建築(建築機械詞 建築電気設備等		直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費 + 直接工事費 × 0.25	一般管理費等
工下 事水 道	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費 + 機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 +機器費×0.1	現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 機器費 × 0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
上水	厚生労働省 水道施設整	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
水道工事	備費国庫補助 事業に係る 歩掛表で積算 した工事	電気設備 機械設備	直接工事費 + 機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 +機器費×0.1	現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 + 機器費 × 0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
	最低制限価格又は調査基準額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

算出方法	最低制限価格又は調査基準額 (右欄合計額)	× 0 . 9 5	× 0 . 9	× 0 . 9	× 0 . 5 5
	工事費内訳別判断基準	75%以上	70%以上	70%以上	30%以上
	工事費総額判断基準	右により算出される額以上 直接工事費×a+(共通仮設費積上分+共通仮設費率分)×b+現場管理費×c+一般管理費等×d (係数a,b,c,dの算出式は「適正な履行確保の基準」参照)			

備考) 用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。

印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、建築工事により算出する。

上記の表の見方(最低制限価格等の算出式に用いる工事費内訳の運用基準)

(直接工事費の例)

最低制限価格等の算出式に用いる<u>「直接工事費」</u>は、 土木工事では、<u>「本市の設計書(仕様書)に基づく直接工事費」</u>、 建築工事では、<u>「本市の設計書(仕様書)に基づく直接工事費×0.75</u>」になります。この額に対してそれぞれの率や係数を乗じます。 下水道工事等も同様の見方となります。

なお、「現場管理費」等の他の工事費内訳についても、表中の基準によるものが最低制限価格等の算出式に用いる各工事費内訳となります。

(参考) 最低制限価格又は調査基準額の算出式 =

(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.90)+(現場管理費×0.90)+(一般管理費等×0.55)